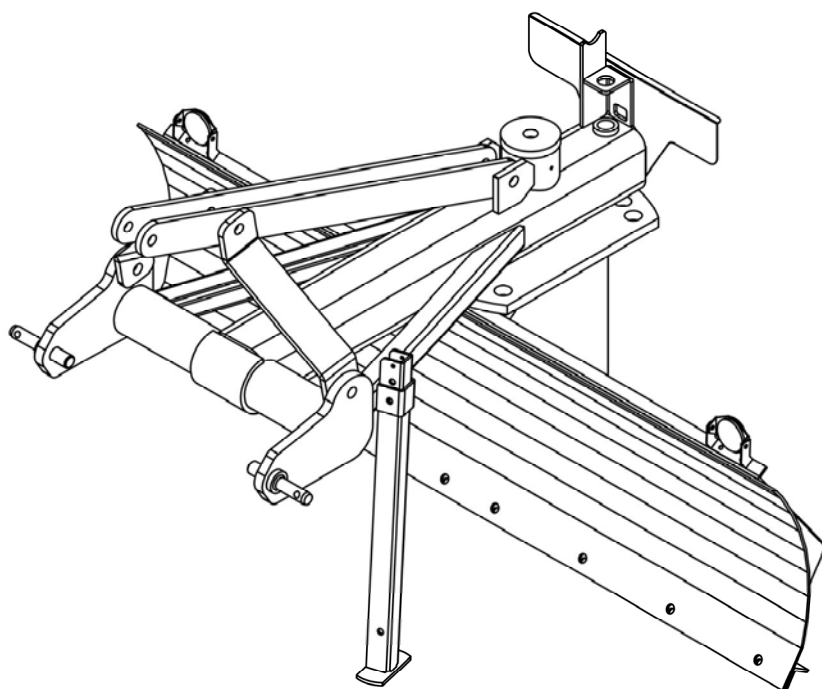


取扱説明書及び部品表

Takakita

リヤグレ-ダ

RG1503 RG1803
RG2103 RG2403



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために
必ず本取扱説明書をお読みください。
お読みになった後も大切に保管してください。
本取扱説明書はお手持ちのスマートフォンや
タブレットからアクセスすることができます。



株式会社 **タカキタ**

は じ め に

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございます。

この取扱説明書は、**リヤグレーダ**の取扱方法と使用上の注意事項について記載しております。ご使用前には必ず、この取扱説明書を熟知するまでお読みのうえ、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも必ず製品に近接して保管してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、この取扱説明書を製品に添付してお渡してください。
- この取扱説明書を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または当社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として製品自体の損傷防止に関する留意事項を記載しております。
- なお、品質・性能あるいは安全性の向上のため、使用部品の変更を行うことがあります。その際には、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明な点やお気付の点がございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

警 告 サ イ ン

 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

危険

その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

警告

その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

注意

その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

目 次

 安全に作業するために	1
--	---

本製品の使用目的とサービスについて	16
-----------------------------	----

各部の名称とはたらき	17
----------------------	----

トラクタへの装着と調整方法	18
1. 3点リンケージへの装着のしかた	18
2. ブレードの調整方法	18
3. 公道走行するときは	19

付 表	20
---------------	----

⚠ 安全に作業するために

取扱説明書と本機に貼ってある⚠ 表示ラベルをよく読み、機械の使い方をよく理解したうえで使用してください。また、機械を点検して異常がないかを確認してから使用してください。

機械を貸すとき、または所有者以外が運転するときは、運転方法を指導し、本書も貸与し必ず読んでもらってください。

1. 本機を使用するにあたって

(1) 使用する人の条件

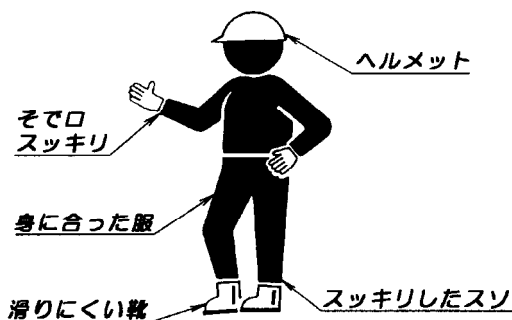
次の項目に該当する場合は本機を使用しないでください。

- 飲酒したとき。
- 過労・病気・薬物の影響・その他の理由により正常な運転ができないとき。
- 妊娠しているとき。
- 取扱方法を熟知していない人。



(2) 使用する人の服装

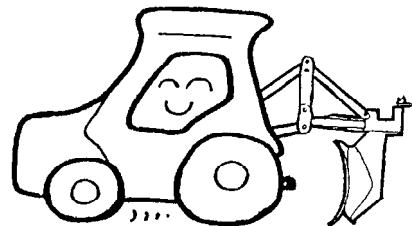
機械に巻き込まれたり、滑って転倒したりする事故を予防するため、首巻き・腰タオルをしないで、ヘルメット・滑り止めの付いた靴を着用し、だぶつきのない作業に適した服装で安全な作業をしてください。



(3) 適応トラクタ以外への装着厳禁

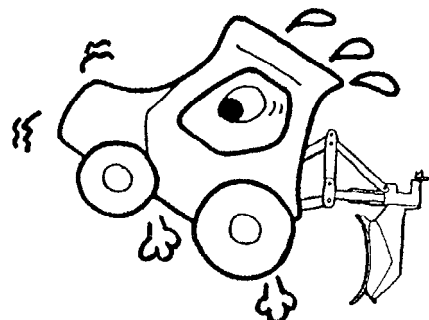
下記の装着条件に合致するトラクタ以外には装着しないでください。

型 式	馬 力(kW[PS])	装着方法
RG1503	11.0~22.1 (15~30)	標準3点 リンク直装式
RG1803	14.7~29.4 (20~40)	
RG2103	22.1~44.1 (30~60)	
RG2403	29.4~58.8 (40~80)	



(4) 装着時の前後のバランス確認

トラクタの前輪に総重量の20%以上の荷重が作用していることが必要です。不足しているときは、トラクタ指定のフロントウエイトを取付けて、20%以上を確保してください。できなれば装着しないでください。



⚠ 安全に作業するために

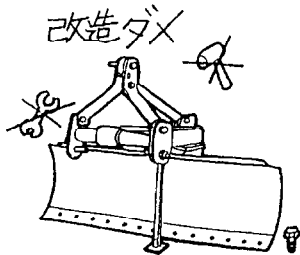
(5) バランスウエイトの取付け

トラクタのバランスウエイトは指定された部分に、指定されたウエイト以外は取付けないでください。

(6) 機械の改造厳禁

純正部品や指定以外の部品を取付けないでください。

また、改造をしないでください。



(7) 機械を他人に貸すとき

取扱方法をよく説明して、使用前には『取扱説明書』を必ず読むように指導してください。



2. 点検・整備をしてください

(1) 1年毎の定期点検・整備を

整備不良による不具合や事故を防止するために、1年毎に定期点検・整備を受け、機械が最良の状態で作業ができるようにしてください。

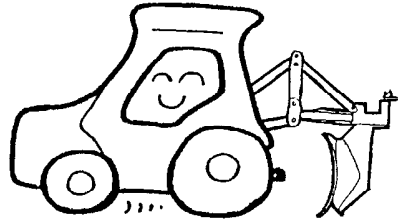


(2) 作業前の点検・整備を忘れずに

ご使用になる前と後には必ず点検・整備を行ってください。

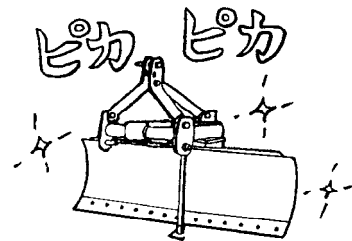
(3) 点検・整備・掃除をするとき

点検・整備・修理・掃除をするときは、交通の危険がなく、機械が転倒したり、動いたりしない平坦で安定した場所でPTOを切り、トラクタのエンジンを停止し、駐車ブレーキまたは車止めをしてから行ってください。



(4) 機械を常にきれいに

本機の性能を長期間維持するためにも機械を常にきれいにしてください。



(5) 排気ガスには十分注意

屋内などでエンジンを始動するときはエンジンの排気ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあります。

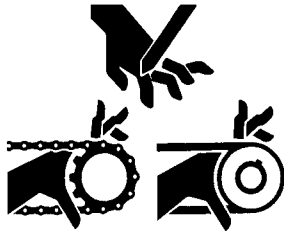
エンジンの始動は、風通しのよい場所で行い、やむをえず屋内で始動する場合には、十分換気を行ってください。



⚠ 安全に作業するために

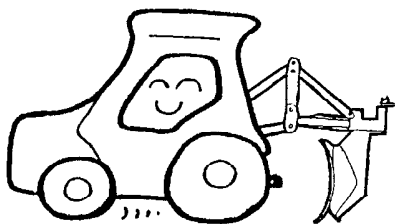
(6) カバー類を必ず取付ける

カバー類などの防護装置を取外す場合は、必ずPTOを切り、エンジンを停止してから行ってください。
また、取外したカバー類は必ず元どおりに取付けてください。守らないと傷害事故を引き起こす恐れがあります。



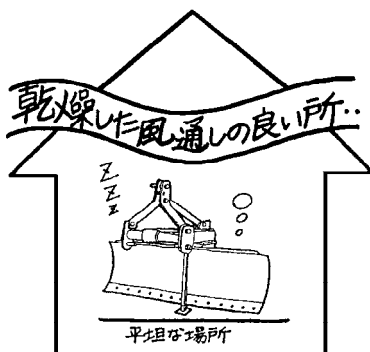
(7) 注油・グリスアップするときは

PTOを切り、エンジンを停止し、回転部分が完全に止まってから行ってください。



(8) 長期格納するときは

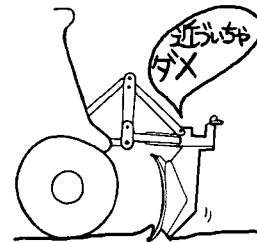
機械を清掃し、回転部およびチェーンには十分注油して、屋内の平坦な場所に保管してください。



3. 作業・移動をするときは

(1) 人や動物を近づけない

特に子供には十分注意し、近づけないようにしてください。
また、トラクタの油圧の昇降は付近に人や物がいないことを確認してから行ってください。



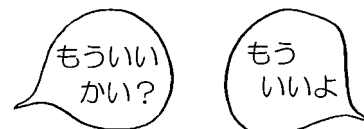
(2) エンジンを始動するときは

PTOを切り、変速レバーを中立にし、周囲の人に合図をして安全を確かめてからエンジンを始動してください。
守らないと傷害事故を引き起こす恐れがあります。



(3) 二人以上で作業するときは

二人以上の共同作業では、お互いに声を掛け合うなどして、安全を確かめ合いながら作業してください。



(4) 急な発進・停止・旋回・

スピードの出しすぎ禁止

スピードの出しすぎ、急な発進・停止・旋回は、事故の原因となるだけでなく、機械の寿命も縮めますので行わないでください。

また、起状の多いほ場や傾斜地は、危険です。作業スピードは極力落として作業を行ってください。

⚠ 安全に作業するために

(5) 傾斜地で作業するときは

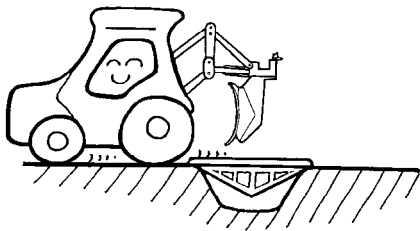
次のことを必ず守ってください。

- ①等高線に平行、または斜めに走行すると横転の危険があります。
斜面の作業は、必ず等高線に対して直角方向に走行してください。
- ②傾斜地で旋回するときは、速度を落とし、急ハンドルを切らないでください。
高速で旋回すると、転倒する危険があります。

(6) 溝や畦を横断したり

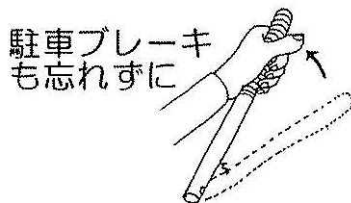
軟弱な所を通るときは

スリップや転倒による事故を防ぐために、幅・長さ・強度が十分あるスリップしないアユミ板をかけ、最低速度で通ってください。



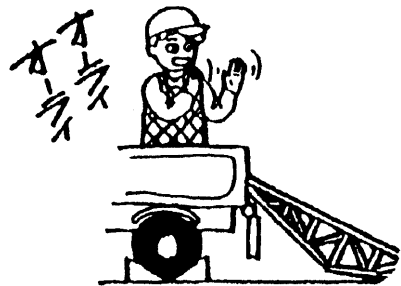
(7) 作業途中で運転席より離れるときは

平坦な場所に降ろし、PTOを切り、エンジンを停止し、駐車ブレーキを掛けてください。



4. 輸送するときは

- (1) トラックなどへの積み込み・降ろしは平坦な場所でトラックが移動しないようにエンジンを停止し、サイドブレーキをかけ、車止めをしてください。
積み込んだ機械は車止めをし、強度が十分にあるロープで確実に固定してください。



以上、機械の取扱で注意していただく主だった事項を記載しましたが、これ以外にも本文の中で ⚠ 印を付けて安全上の注意事項を表記しております。

⚠ 安全に作業するために

5. 公道走行するときは

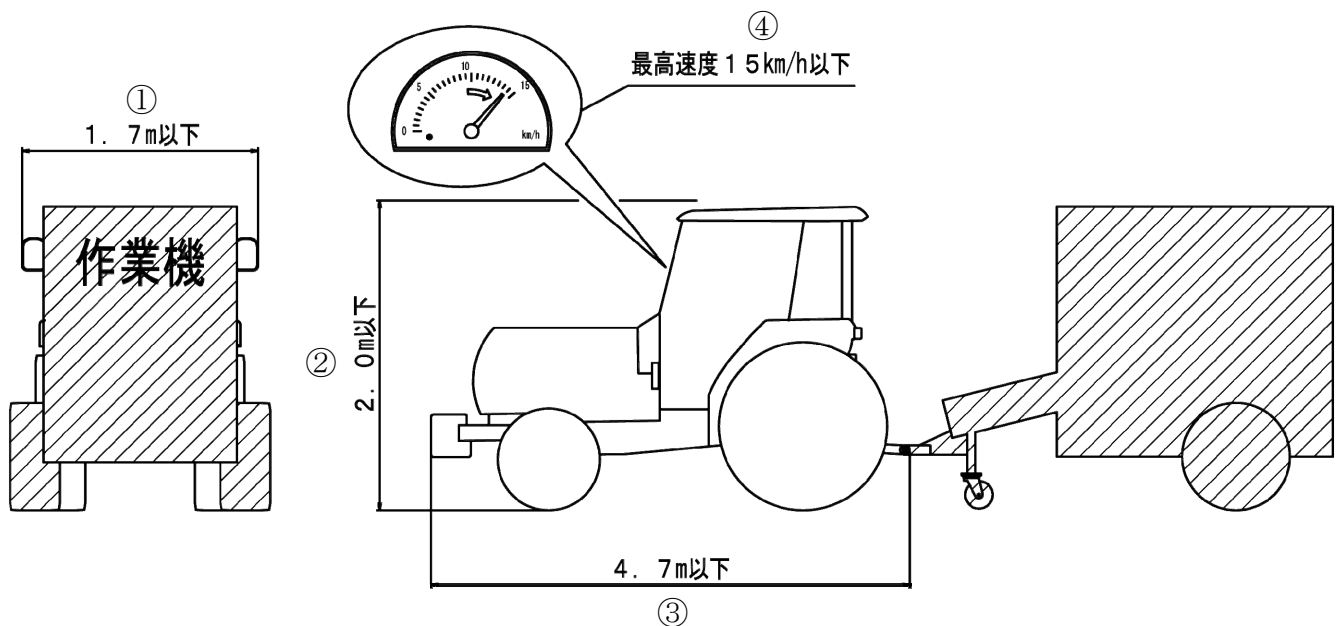
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、けん引タイプの作業機で公道を走行することができます。公道走行をする際は、下記項目を確認したうえで必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

(1) 必要な運転免許証について

トラクタの寸法が下表①～③の数値以内で④最高速度15km/h以下の場合は小型特殊免許で運行可能になりますが、下表①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)とけん引免許(農耕用に限る、も含む)が必要となります。ただし、車両総重量750kgを超えない農耕作業用トレーラをけん引する場合、けん引免許(農耕用に限る、も含む)は必要ありません。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ① 全幅1.7m | ② 全高2.0m(安全キャブや安全フレームは2.8m) |
| ③ 全長4.7m | ④ 最高速度15km/h以下 |

下図を参考にご確認ください。



⚠ 安全に作業するために

(2) 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が保安基準適合性を確保する必要があります。

けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	[小型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※1 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。
大型特殊自動車 (自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの)	②全幅が2.5mを超えるもの ・道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ③長さが12mまたは全高3.8mを超えるもの ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車 (上記以外のもの)	[大型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※2 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ②長さが12mまたは高さが3.8mを超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。

※1 全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを超えない大きさのもの

※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

⚠ 安全に作業するために

(3) 灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート①～③を全てそれぞれについてご確認ください、必要に応じて公道走行をするための追加装備を取付けてください。

①トラクタの大きさ、最高速度による灯火器取付け位置

けん引をするトラクタは全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下か。

YES

NO

前面：A. 前部反射器

後面：B. 後部反射器

D. 方向指示器

を取り付ける必要があります。

※車幅灯、尾灯、制動灯、および後退灯は取り付け義務がないので備える必要はありません。

次頁の取付け例1を参照してください。

前面：A. 前部反射器

C. 車幅灯

後面：B. 後部反射器

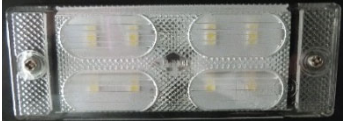
E. コンビネーションランプ

F. 後退灯

を取り付ける必要があります。

※トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が6m未満の場合は、農耕作業用トレーラの後面方向指示器は必要ありません。

次頁の取付け例2を参照してください。

A.前部反射器	B.後部反射器	C.車幅灯	D.方向指示器
			
E.コンビネーションランプ		F.後退灯	
			

⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

・道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。

- 前部反射器(リフレクター) 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
- 後部反射器(リフレクター) 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
- 車幅灯(ポジションランプ) 最外側から15cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
- 方向指示器(ウインカー) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
- 尾灯(テールランプ) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- 制動灯(ブレーキランプ) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- 後退灯(バックランプ) 高さは可能な限り25cm以上120cm以下

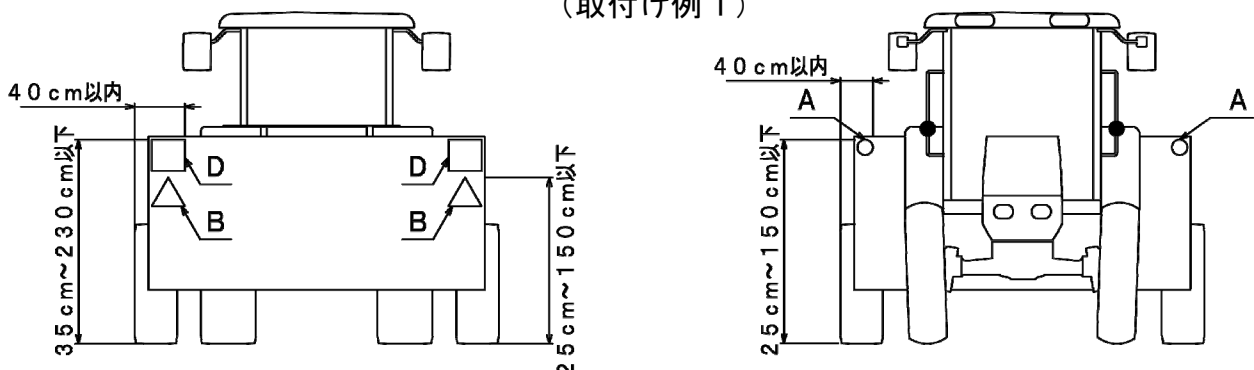
・車幅灯は前方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。

・コンビネーションランプ※は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。

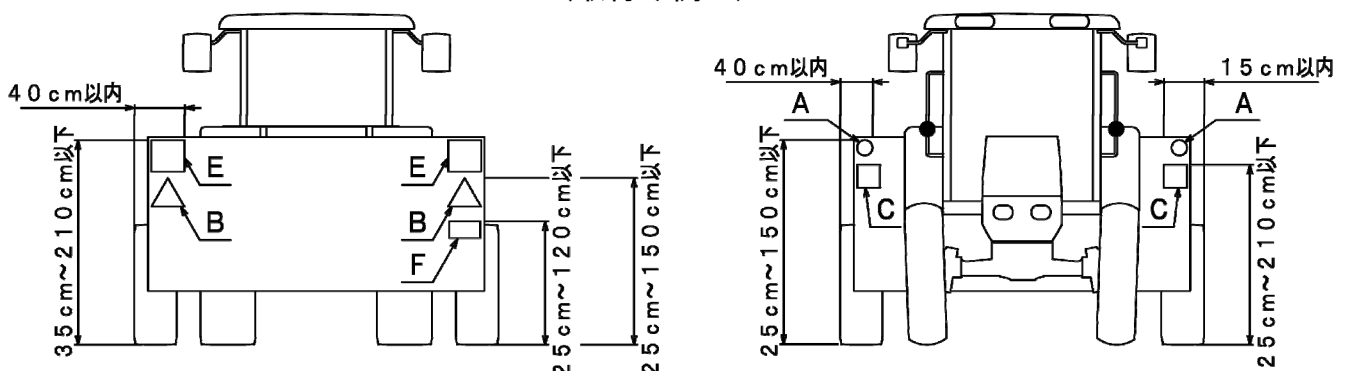
・後退灯は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。

※コンビネーションランプ・・・方向指示器、尾灯、制動灯が一体化したもの

(取付け例 1)

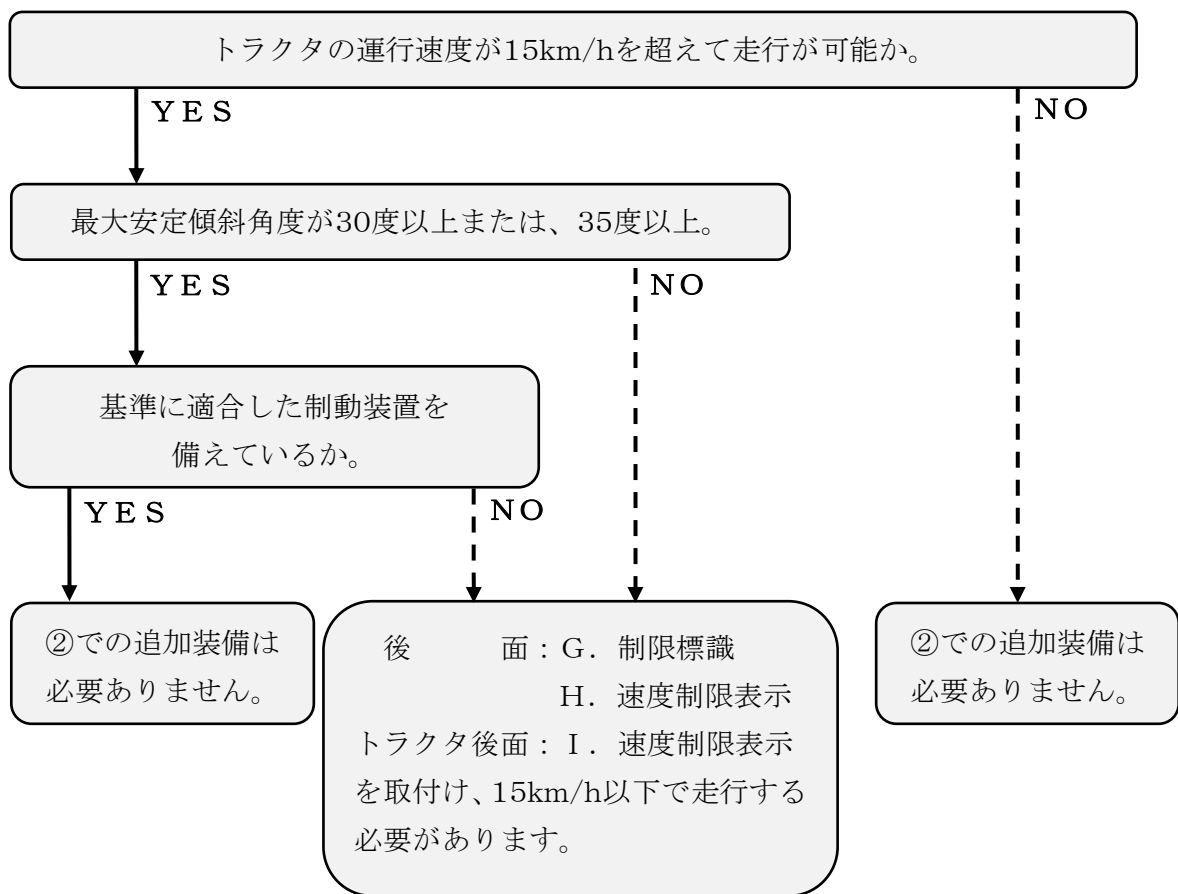


(取付け例 2)



⚠ 安全に作業するために

②トラクタの運行速度



●最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

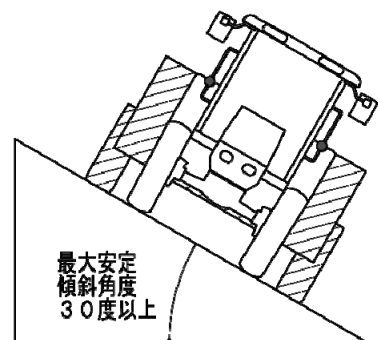
<安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上または、35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上または、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常の方法で道路走行できます。

上記条件を満たさない場合は、

- ・運行速度15km/h以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、Gを作業機後面に表示、Hを作業機後面に表示、

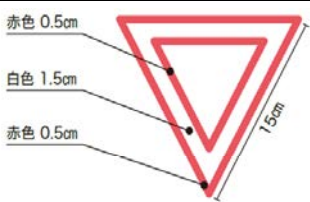
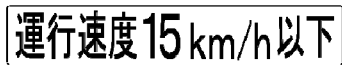
Iをトラクタ後面・運転席に表示
を行う必要があります。



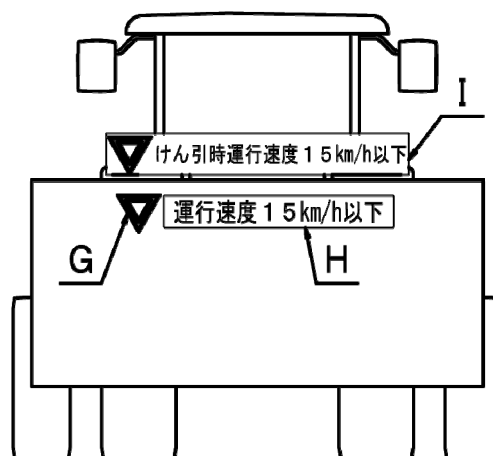
⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

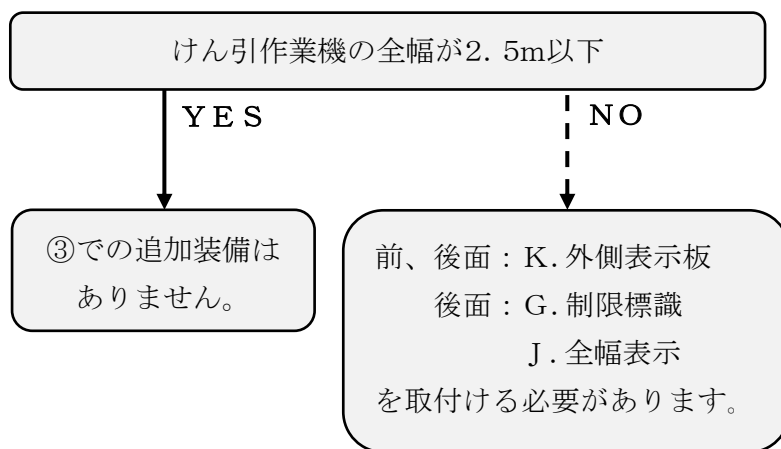
- ・ G、H、I は後方から確認できる位置に取付けてください。
- ・ I は運転席にも表示する必要があります。

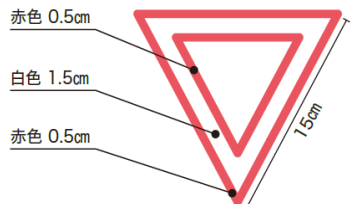
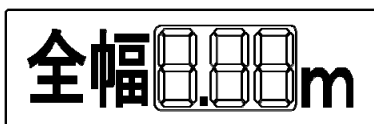
G. 制限標識	H. 速度制限表示（作業機側）
	
I. 速度制限表示（トラクタ側）	
	

（取付け例）



③ 作業機装着時の全幅



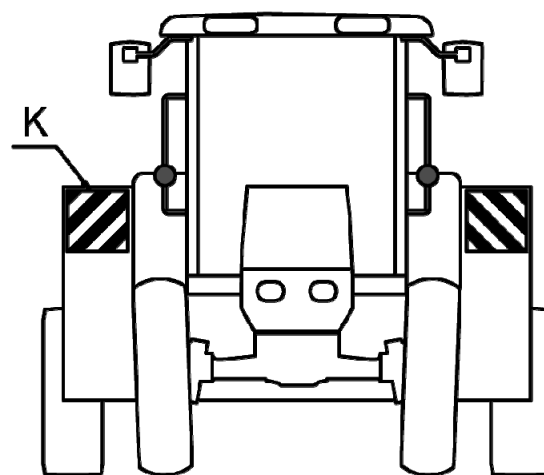
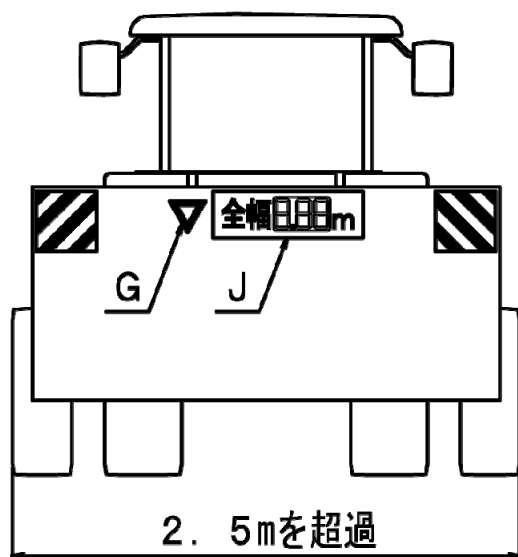
G. 制限標識	J. 全幅表示	K. 外側表示板
		

⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

- ・ G、J は後方から見やすい位置に取付けてください。
- ・ K は前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するために

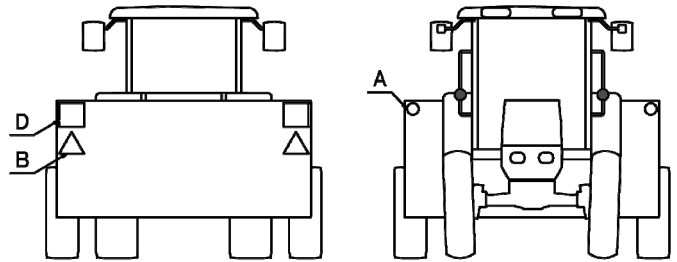
灯火器類・ステッカー取り付け例

灯火器取付け位置

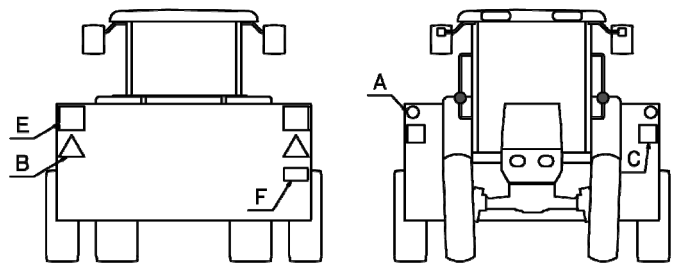
車幅灯
前部反射器
尾灯
後部反射器
制動灯
方向指示器
後退灯

全長 4.7m以下、
全幅 1.7m以下、
全高 2.0m以下、
最高速度 15 km/h
以下の場合

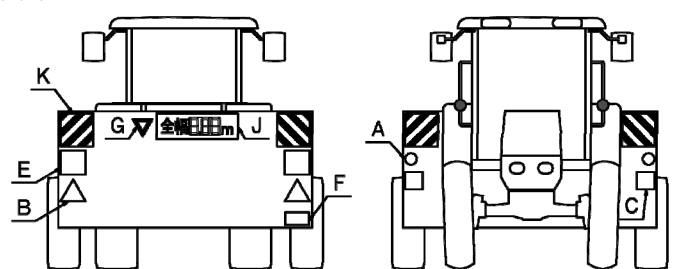
(ア)



(イ)



(ウ)



灯火器・ステッカー

A. 前部反射器

B. 後部反射器

C. 車幅灯

D. 方向指示器

E. コンビネーションランプ

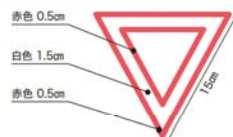


F. 後退灯

G. 制限標識

H. 速度制限表示
(作業機側)

I. 速度制限表示
(トラクタ側)



運行速度 15 km/h 以下

けん引時運行速度 15 km/h 以下

J. 全幅表示

K. 外側表示板

全幅 8.88m

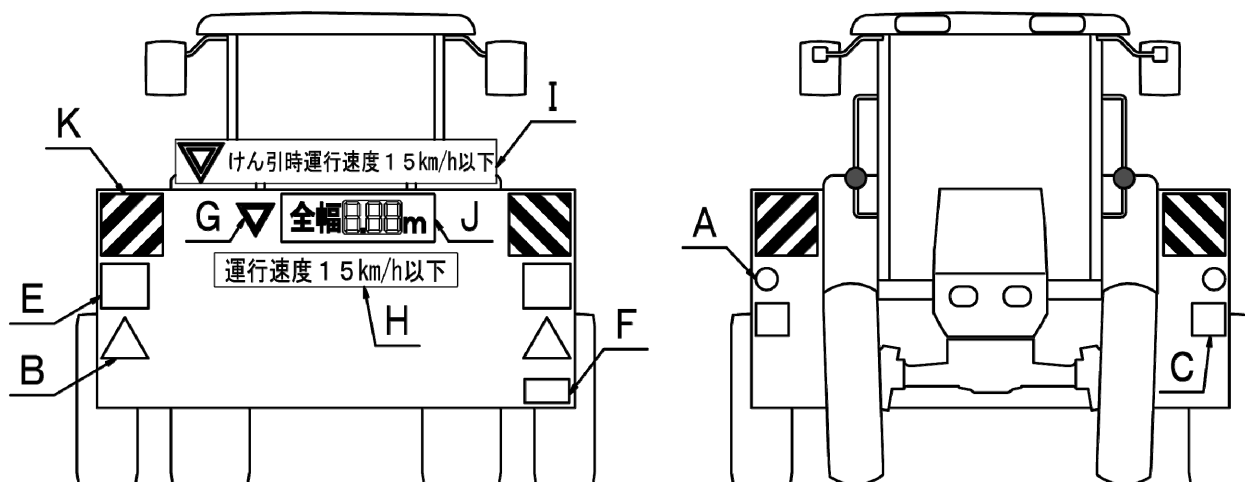


※全幅2.5mを超過する場合は、道路管理者(国道：地方道路局、県道：各都道府県、市道：各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります。

⚠ 安全に作業するために

- p.9「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

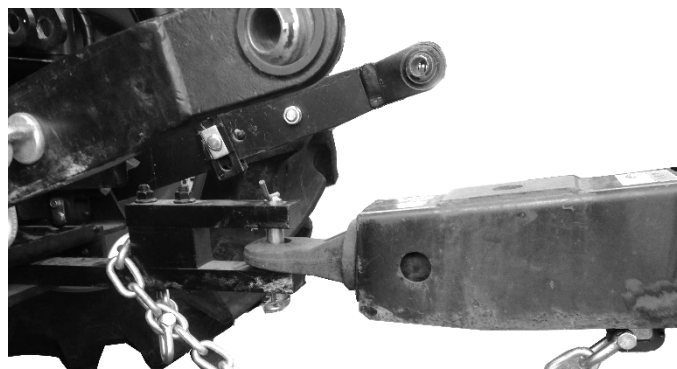
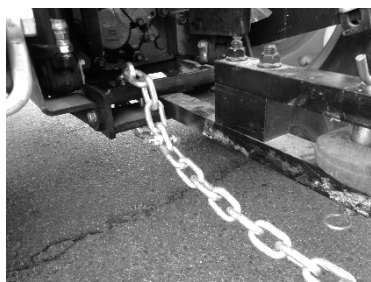
例：(ウ) に速度制限表示を追加



- 灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認後に公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカーが汚れたときは視認できるように掃除してください。

(4) 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置(ドローバ等)が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティチェーン等を備え、けん引時にはセーフティチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。

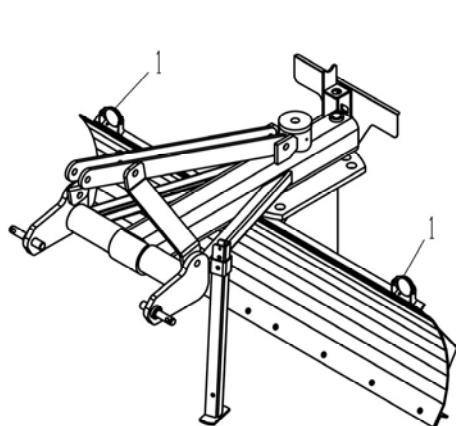


セーフティチェーン

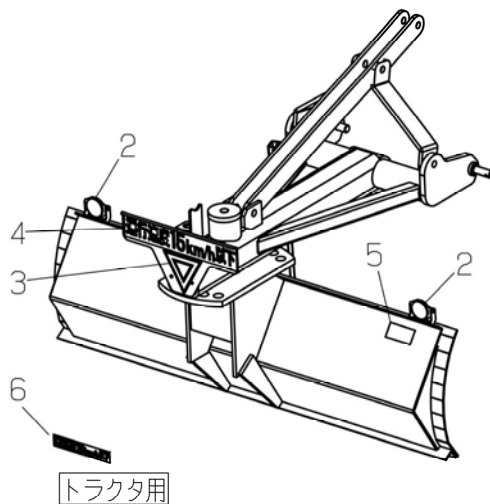
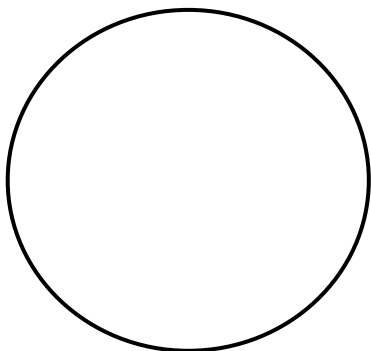
詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfmma.or.jp/kouido.html>)をご覧ください。
その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

⚠ 安全に作業するために

6. 警告ラベルの貼付け位置



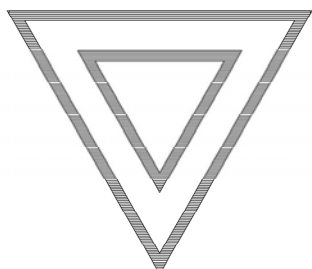
①部品コード 001206002280



②部品コード 001206002270



③部品コード 001206002260



④部品コード 001205200050

運行速度15km/h以下

⚠ 安全に作業するために

⑤部品コード 001204501330

⑥部品コード 001205200020

⚠ 注意

001204501330

1. 取扱いを誤ると事故や故障の原因となりますので、必ず取扱説明書を熟知するまでお読みください。	エンジン停止し、駐車ブレーキをかけてください。
2. 全部のラベルが所定部分に貼付けられているようにしてください。	6. 斜面での駐車時は歯止めをしてください。
3. エンジン始動前に機械の周りに人がいないことを確認してください。	7. 点検・調整等はエンジンを止めて実施してください。
4. 作業中は人や動物を近づけないでください。	8. 手、足及び衣服を運動部分に近づけないようにしてください。
5. 運転席を離れるときは、必ず	9. 保安基準を満たさない限り公道走行はできません。

運行速度15km/h以下

警告ラベルの取扱い注意事項

- (1) 警告ラベルはいつもきれいにして傷をつけないように、また汚れている場合、中性洗剤で洗い、軟らかい布で水気を拭いてください。
- (2) 傷ついたり、汚れたり、剥がれた場合は、お買い上げの販売店または当社に注文し新しいラベルを元の位置に貼ってください。
(ラベルをご注文の際は部品コードをご連絡ください。)
- (3) 警告ラベルが貼ってある部品を交換する場合は、新しいラベルを注文して元の位置に貼ってください。
- (4) 新しいラベルを貼る場合は、汚れを拭き取り、乾いた面に貼ってください。
気泡は隅の方へ押しながら抜いてください。

本製品の使用目的とサービスについて

本製品の使用目的について

本製品は、圃場や農道の整地、除雪作業にご使用ください。

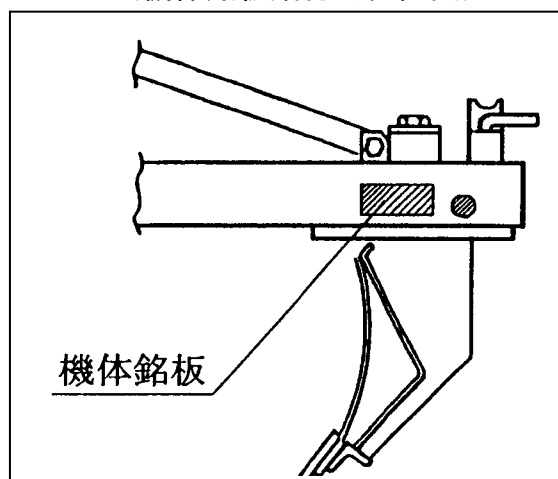
使用目的以外の作業や改造などは、決して行わないでください。

使用目的以外の作業や改造をした場合は、保証の対象にはなりません。

(機体銘板貼付け位置図)

アフターサービスについて

機械の調子が悪いとき、不調診断に従って点検・処置しても、なお不具合があるときは、お買い上げいただいた販売店、J A (農協)、または、お近くの当社営業所までご連絡ください。



【連絡していただきたい内容】

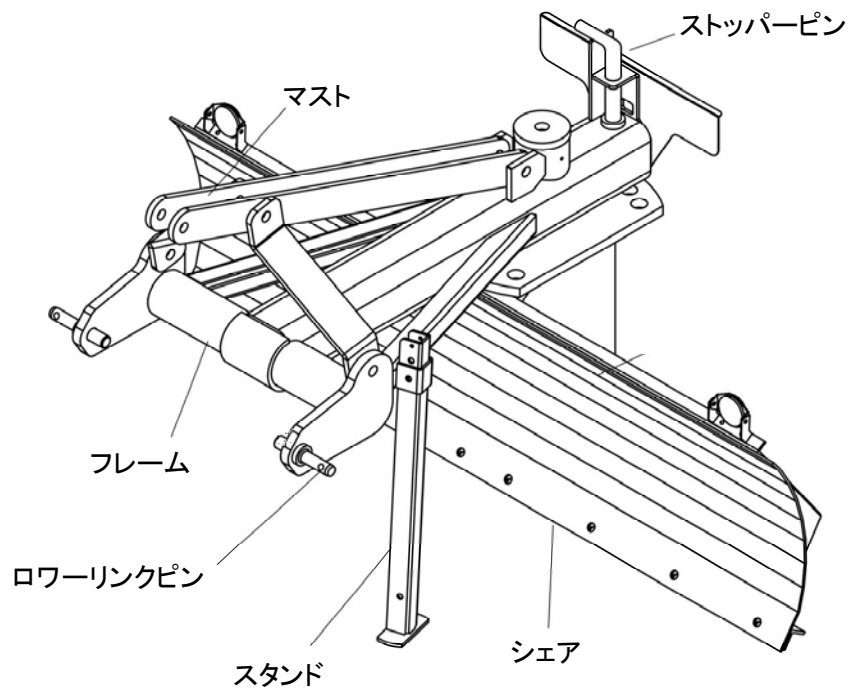
- 品名と型式
- 機体 No. (S E R - N o.)
- ご使用状況は？
(どんな条件でどんな作業をしていたときに)
- どれくらい使用されましたか？
(約〇〇アール、または約〇〇時間使用後)
- 不具合が発生したときの状況をできるだけ詳しく教えてください。

※機体No.は、上図に示す機体銘板に打刻しております。

【今後参考のため、次の空欄に機体 No. などを記入しておいてください。】

品名	リヤグレーダ
型式	RG1503 ・ RG1803 RG2103 ・ RG2403
機体 No. (SER-No.)	
購入年月日	年 月 日
販売店名	TEL : ()

各部の名称とはたらき



名 称	は た ら き
マスト	トラクタと連結する三点リンゲージを取り付けるところ
フレーム	全体の構成部を保持する
ロワーリンクピン	トラクタとの連結時、下部二点のロワーリンク部を取り付ける
シェア	地面に対し作用する刃(反転交換可)
スタンド	トラクタと切り離れた時、本機を保持するもの
ストッパーピン	整地作業時、ブレードの角度を固定するピン
ブレード	整地作業時、シェア同様整地作用するところ

トラクタへの装着と調整方法

！警告

- トラクタへの本機の装着は平坦で安定した場所で行ってください。
 - 3点リンケージへの装着はリンケージの動きに充分注意し、二人以上の共同作業では、お互いに声を掛け合うなどして、安全を確かめ合いながら作業してください。
- 以上のことを守らないと傷害発生のおそれがあります。

1. 3点リンケージへの装着のしかた

◆3点リンケージの装着順序

左のローリンク、右のローリンク、トップリンクの順序で取り付けてください。

◆トップリンク連結穴位置は

トラクタ側のトップリンク連結位置は、トップリンクとローリンクが最も平行に近い位置で取り付けてください。

◆トップリンクの長さの調整

トップリンクの長さで本機のトラクタへの装着後の水平状態を調整します。

◆チェックチェーンで横振れ調整

運搬および作業時は、本機の横振れを防止するために、チェックチェーンでトラクタ中心と本機中心が一致するように、左右均等に調整固定してください。

◆スタンドを取外してください

3点リンケージの取り付け・調整が完了しましたら、スタンドを上げてください。

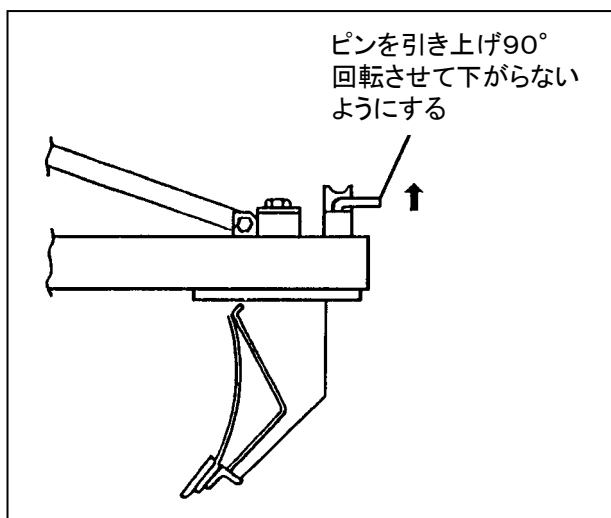
注意

作業前にはボルト・ナット類の締め具合をチェックしてください。

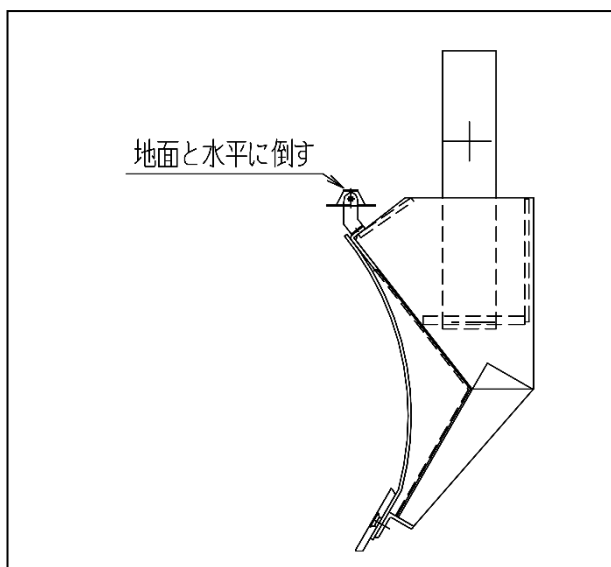
2. ブレードの調整方法

◆ブレードの角度調整

ブレードのストッパーピンを上へ抜きます。



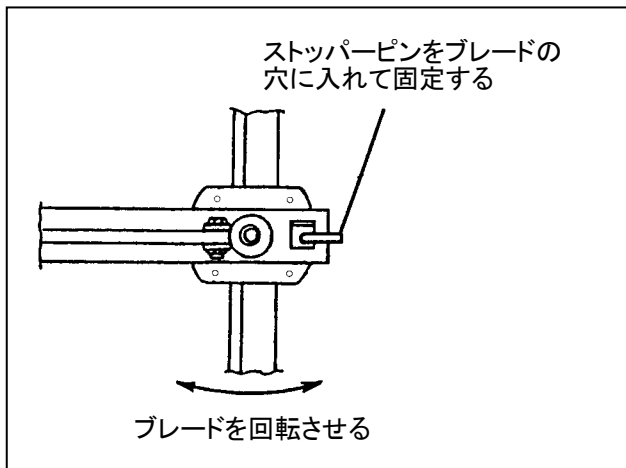
反射マークを地面と水平に倒してください。



角度調整は水平位置で行ってください。

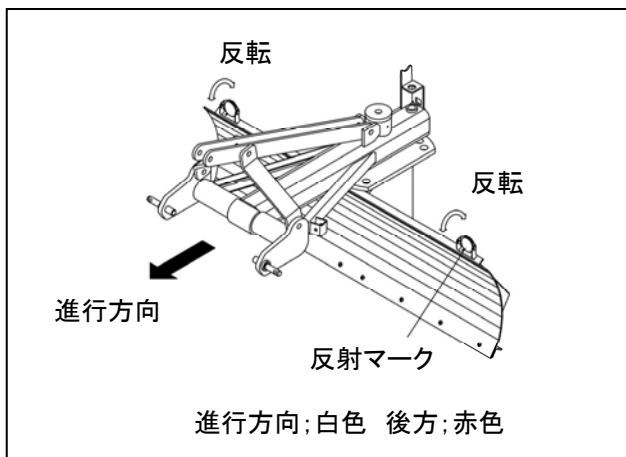
トラクタへの装着と調整方法

ブレードを回転させ、希望の位置にストッパーピンを入れて固定します。



3. 公道走行するときは

公道を走行するときは、次のことを厳守してください。



反射マークを反転させて、必ず左右共に進行方向“白色”、後方“赤色”にしてください。

注意

これを怠ると法令違反となります。

付 表

1. 主要諸元

型 式	RG1503	RG1803	RG2103	RG2403
名 称	リヤグレーダ			
装 着 方 法	標準3点リンク直装式			
適 応 ト ラ ク タ (kW[ps])	11.0～22.1 (15～30)	14.7～29.4 (20～40)	22.1～44.1 (30～60)	29.4～58.8 (40～80)
機 体 寸 法	全 長 (mm)	1210	1210	1180
	全 幅 (mm)	1530	1830	2130
	全 高 (mm)	1020	1020	1110
質 量 (kg)	190	205	255	270
作 業 幅 (cm)	150	180	210	240
作 業 速 度 (km/h)	3～5			
作 業 能 率 (分/10a)	15～20	12～15	10～13	8～11

※この主要諸元は改良などにより、予告なく変更することがあります。